

8.3 生態系

8.3.1 周辺の生態系との連続性

事業地周辺を生息環境として利用していると考えられる中型哺乳類（タヌキ、キツネ、イタチ）の確認状況は表 8.3-1、表 8.3-2 及び図 8.3-1 に示すとおりである。確認地点は事業地周辺に広く分布し、確認数は供用後に減少傾向にあったが、令和 6 年度の調査では確認数は令和 4 年度調査と同程度にあり、安定化したものと考えられる。東部復興道路周辺での避難施設や商業施設、太陽光発電施設などの開発が完了し、中型哺乳類の生息環境が安定してきたことが要因と考えられる。

表 8.3-1 中型哺乳類の確認状況（調査時期：春・夏・秋・冬）

種名	タヌキ			
現地 確認 状況	季節	評価書時点	工事中（H29～H30）	供用後（R6）
	春季	広範囲で足跡により確認した。	広範囲で足跡、糞により確認した。	広範囲で足跡、自動撮影により確認した。
	夏季	密度は高くないが広範囲で足跡により確認した。[]では自動撮影装置により確認した。	広範囲で足跡、糞により確認した。	広範囲で足跡、糞、自動撮影により確認した。
	秋季	広範囲で足跡により確認した。[]では目撃及び自動撮影装置により確認した。	広範囲で足跡、糞により確認した。	広範囲で足跡、糞、死体により確認した。
	冬季	広範囲で足跡により確認した。	広範囲で足跡、糞により確認した。[]及び[]では自動撮影装置により確認した。	広範囲で足跡、糞により確認した。
種名	キツネ			
現地 確認 状況	季節	評価書時点	工事中（H29～H30）	供用後（R6）
	春季	全季節で確認した。詳細確認状況は不明。	[]、[]及び[]を中心に広範囲で確認した。	広範囲で糞、自動撮影により確認した。
	夏季		[]を中心に[]、[]など広範囲で確認した。	広範囲で足跡、糞により確認した。
	秋季		[]を中心に[]など広範囲で確認した。	広範囲で足跡、糞、自動撮影により確認した。
	冬季		[]、[]及び[]を中心に広範囲で確認した。	広範囲で足跡、糞により確認した。
種名	イタチ			
現地 確認 状況	季節	評価書時点	工事中（H29～H30）	供用後（R6）
	春季	[]で足跡、[]で巣穴により確認した。	[]、[]、[]で足跡等により確認した。	広範囲で足跡、糞により確認した。
	夏季	—	[]で糞により確認した。	[]、[]、[]で足跡、糞により確認した。
	秋季	[]、[]で足跡により確認した。	[]、[]で足跡等により確認した。	[]で足跡、糞により確認した。
	冬季	[]、[]で足跡により確認した。	[]、[]で足跡等により確認した。	—

表 8.3-2 中型哺乳類の確認数の推移（調査時期：春・夏・秋・冬）

位置づけ	工事中	供用後		
調査年度	H29-30	R2	R4	R6
調査延べ日数	12 日	10 日	8 日	8 日
タヌキ	196	105	74	79
キツネ	105	65	49	49
イタチ	13	7	4	13
合 計	314	177	127	141

注目すべき種保護の目的から確認位置等については公表しないこととしております。

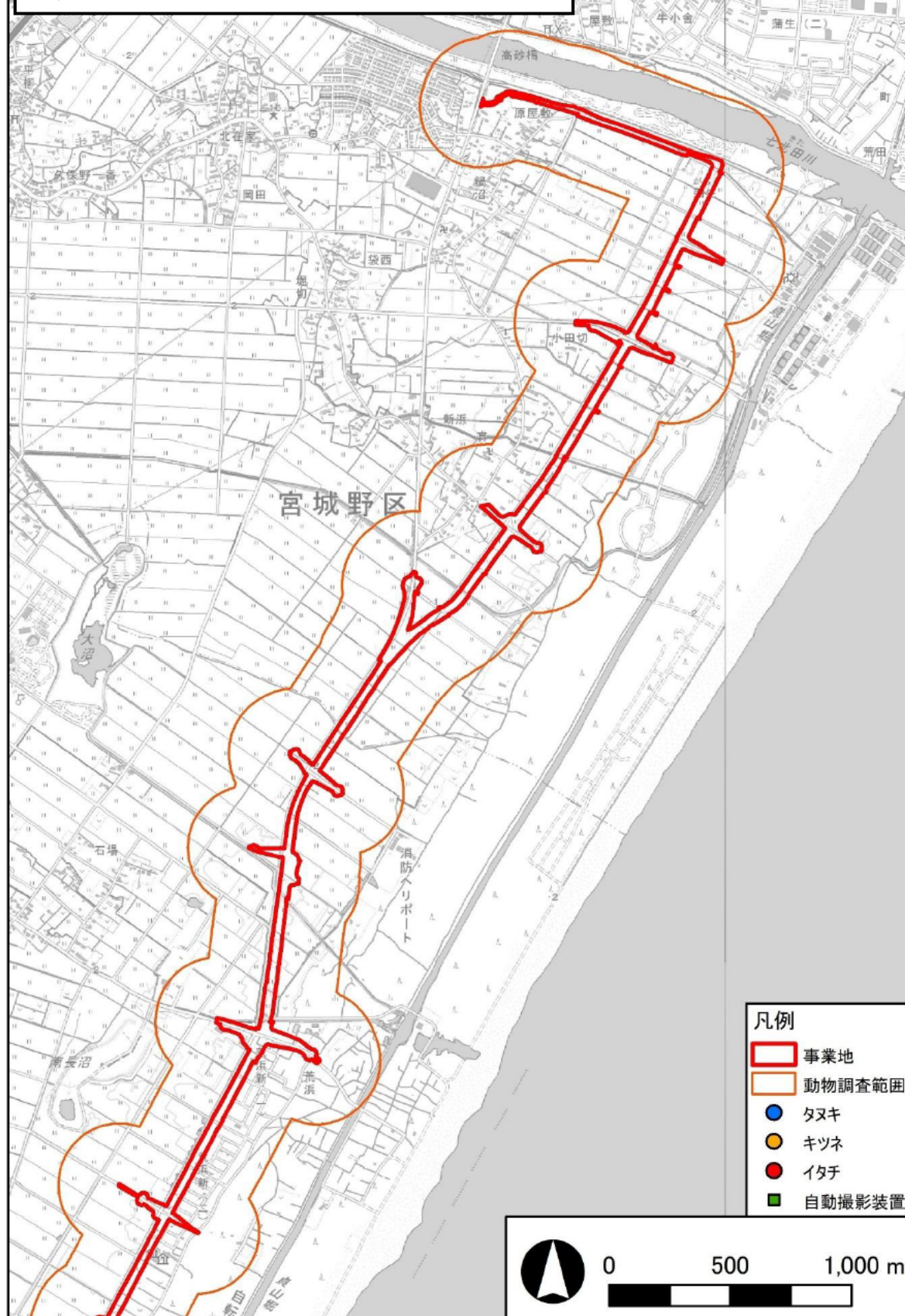


図 8.3-1(1) 中型哺乳類の確認状況（北側）：令和 6 年度調査（春・夏・秋・冬）

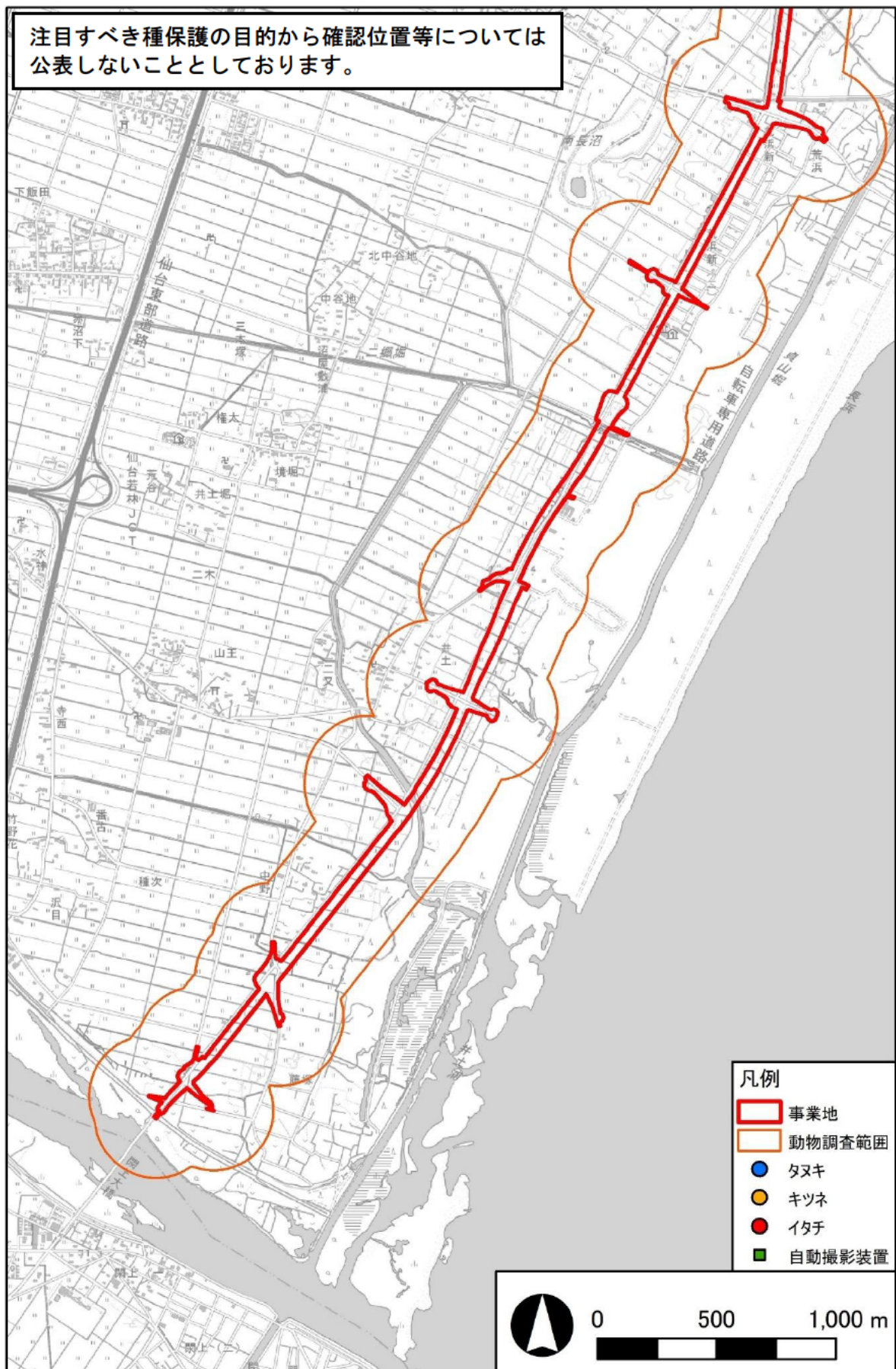


図 8.3-1(2) 中型哺乳類の確認状況（南側）：令和 6 年度調査（春・夏・秋・冬）

8.3.2 動物の移動経路の利用状況

動物の移動経路の利用状況調査の結果、タヌキ、キツネ等の中型哺乳類の利用が確認された。確認種は、表 8.3-3 に示すとおりである。また、自動撮影装置の設置状況や中型哺乳類の利用状況は、図 8.3-2 に示すとおりである。

表 8.3-3 動物の移動経路の利用状況調査結果：令和 6 年 5～6 月、10～11 月

科名	種名	No. 1		No. 2		No. 3		No. 4		No. 5		No. 6		No. 7	
		春季	秋季	春季	秋季	春季	秋季	春季	秋季	春季	秋季	春季	秋季	春季	秋季
イヌ	タヌキ	○	○	○	○				○						
	キツネ				○										
イタチ	イタチ	○									○				
ジャコウネコ	ハクビシン	○	○	○	○			○	○					○	○
ネコ	イエネコ	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
4科	5種	4種	3種	3種	4種	1種	1種	2種	2種	0種	2種	0種	0種	1種	1種

※調査地点は図 7.4-1（2）参照



図 8.3-2 動物の移動経路の利用状況

8.3.3 生態系注目種（タヌキの生息状況）

生態系の典型性注目種であるタヌキの確認状況は、表 8.3-4 及び図 8.3-3 に示すとおりである。確認数は供用後に減少傾向にあったが、令和 6 年度の調査では確認数は令和 4 年度調査と同程度にあり、安定化したものと考えられる。東部復興道路周辺での避難施設や商業施設、太陽光発電施設などの開発が完了し、中型哺乳類の生息環境が安定してきたことが要因と考えられる。

表 8.3-4 タヌキの確認状況（調査時期：春・夏・秋・冬）

評価書時点	工事中（H29～H30）	供用後（R6）
事業計画地及びその周辺を行動範囲としている。フィールドサインの確認状況から、事業計画地周辺に 4～5 群が生息するものと考えられる。	〃、〃及び〃の復旧した水田や耕作地、畔や水路など広い範囲でフィールドサインや個体を確認した。	事業地周辺において広範囲に出現を確認した。

注目すべき種保護の目的から確認位置等については公表しないこととしております。



図 8.3-3(1) タヌキの確認位置（北側）：令和 6 年度調査（春・夏・秋・冬）

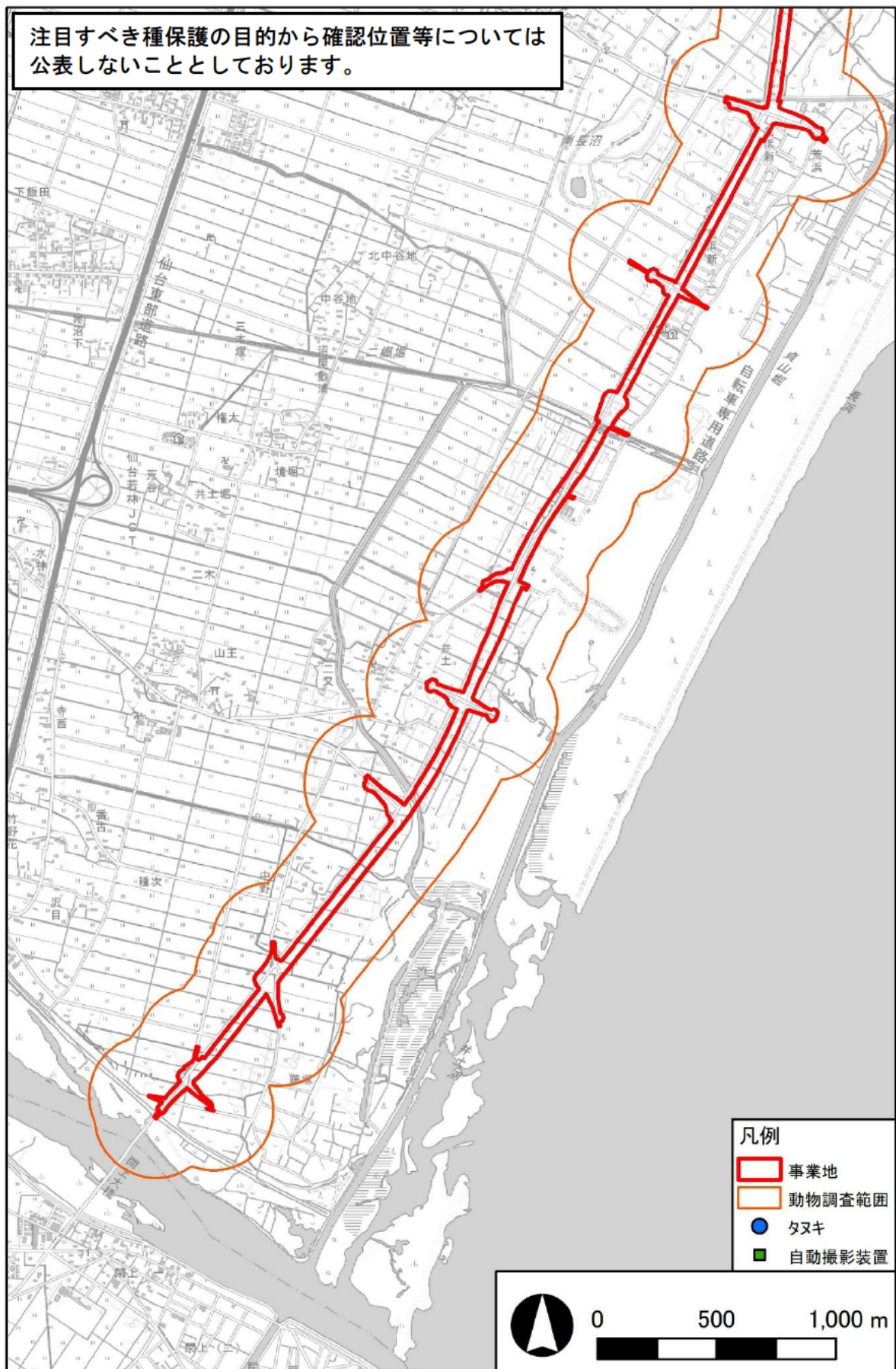


図 8.3-3(2) タヌキの確認位置（南側）：令和 6 年度調査（春・夏・秋・冬）

8.4 景観

各眺望地点および眺望景観の状況は、表 8.4-1 に示すとおりである。

表 8.4-1(1) 眺望地点及び眺望景観の状況（No.1：農業園芸センター）

調査地点	農業園芸センター
調査時期及び 眺望景観の状況	 【夏季：令和 6 年 9 月 4 日】
	 【冬季：令和 7 年 2 月 21 日】
事業予定地からの 距離	事業地の西、約 1.2km 地点に位置する。
眺望地点の 概要・状況	当該地点は、農業園芸センター敷地内の芝生広場にある高台である。農業園芸センターは、市民が農業と緑に触れ合う憩いの場として、また農業イベント等を開催することにより、農業及び地場生産物への理解を深める場として、平成元年に開園した。事業地方向の眺望の状況は、大沼を前景にその後方に広がる海岸方向の農地等を見渡すことができる。
事業地等の視認性	当該地点と事業地との間には、芝生広場内の樹木があり眺望を一部遮るものの、建築物等はないことから、遠方に東部復興道路の法面が視認される。

表 8.4-1(2) 眺望地点及び眺望景観の状況（No.2：貞山堀）

調査地点	貞山堀
調査時期及び 眺望景観の状況	 【夏季：令和6年9月4日】  【冬季：令和7年2月21日】
事業予定地から の距離	事業地の東、約500m地点に位置する。
眺望地点の 概要・状況	当該地点は、荒浜地区内の貞山堀東側の沿道上であり、主に自転車道として利用されている。 事業地方向の眺望の状況は、貞山堀や荒浜地区の住宅地跡地を前景に、遠景には仙台市街地を見渡すことができる。また、東部復興道路の手前には震災後に整備された避難の丘が見える。
事業地等の視認性	当該地点からは、遠方の市街地の前景に東部復興道路の法面が視認される。ただし、当該地点と事業地の間には避難の丘や建築物が存在しており、視認される箇所は部分的である。

表 8.4-1(3) 眺望地点及び眺望景観の状況 (No.3 : 冒険広場)

調査地点	冒険広場
調査時期及び 眺望景観の状況	【夏季：令和6年9月4日】 【冬季：令和7年2月21日】
事業予定地からの距離	事業地の東、約150m地点に位置する。
眺望地点の概要・状況	当該地点は、冒険広場内のデイキャンプ場内である。「評価書」公表（H25.10）以降に冒険広場はかさ上げされており、東部復興道路と同一の高さとなった。公園内ではバーベキューが可能であり、家族連れなど利用されていた。 眺望の状況は、デイキャンプ場を前景に、地続きで東部復興道路が整備されている。遠景には農地、仙台市街地、遠方の山並みを見渡すことができる。
事業地等の視認性	当該地点と事業地は地続きとなっており、法面は視認されない。また、道路標識等の道路付帯設備はガードレールのみであった。

表 8.4-1(4) 眺望地点及び眺望景観の状況（No.4：井土浦）

調査地点	井土浦
調査時期及び 眺望景観の状況	 【夏季：令和6年9月4日】  【冬季：令和7年2月21日】
事業予定地からの 距離	事業地の東、約800m地点に位置する。
眺望地点の 概要・状況	当該地点は、井土浦西側の防潮堤上である。 井土浦の利用者（自然環境観察、漁業関係者、自転車道利用など）のほか、傍の避難の丘が休憩に利用されていた。 事業地方向の眺望の状況は、前景には震災後に整備されたソーラーパネルや商業施設、遠景には太白区八木山等の丘陵地を見渡することができる。
事業地等の視認性	当該地点と事業地との間には、遮る建築物等はないことから、遠方の丘陵地の手前に東部復興道路の法面が視認される。

表 8.4-1(5) 眺望地点及び眺望景観の状況（No.5：南蒲生地区）

調査地点	南蒲生地区
調査時期及び 眺望景観の状況	 【夏季：令和6年9月4日】  【冬季：令和7年2月21日】
事業予定地からの距離	事業地の南、約150m地点に位置する。
眺望地点の概要・状況	当該地点は、南蒲生地区の市道上であり、南蒲生地区（小字原屋敷）の住民の生活道路として利用されている。 事業地方向の眺望の状況は、農地を前景に、七北田川の右岸堤防が見られる。
事業地等の視認性	当該地点と事業地との間には、遮る建築物等はないことから、堤防の法面小段に東部復興道路が視認される。

表 8.4-1(6) 眺望地点及び眺望景観の状況 (No.6 : 新浜地区)

調査地点	新浜地区
調査時期及び 眺望景観の状況	 【夏季：令和6年9月4日】  【冬季：令和7年2月21日】
事業予定地からの距離	事業地の西、約150m地点に位置する。
眺望地点の概要・状況	当該地点は、新浜地区の市道上である。 新浜地区の地域住民の生活道路のほか、照徳寺に近く不特定多数の人による利用がある。 事業地方向の眺望の状況は、新浜地区の住宅地を前景に、草が広がっている。
事業地等の視認性	当該地点からは、遠方の市街地の前景に東部復興道路の法面が視認される。ただし、当該地点と事業地の間には住居が存在しており、視認される箇所は部分的である。

表 8.4-1(7) 眺望地点及び眺望景観の状況 (No.7 : 荒浜地区)

調査地点	荒浜地区
調査時期及び 眺望景観の状況	 【夏季：令和6年9月4日】  【冬季：令和7年2月21日】
事業予定地からの 距離	事業地の東、約400m地点に位置する。
眺望地点の 概要・状況	当該地点は、旧深沼バス停前の市道上である。深沼海水浴場に近く、不特定多数の人の移動経路となっていた。事業地方向の眺望の状況は、前景には震災遺構の荒浜小学校、避難の丘、遠景には仙台市街地の高層建築物が見える。なお、荒浜地区の住宅基礎は、駐車場として整備されている。
事業地等の視認性	当該地点からは、遠方の市街地の前景に東部復興道路の法面が視認される。ただし、当該地点と事業地の間には商業施設および避難の丘が存在しており、視認される箇所は部分的である。

表 8.4-1(8) 眺望地点及び眺望景観の状況 (No.8 : 井土地区)

調査地点	井土地区
調査時期及び 眺望景観の状況	 【夏季：令和6年9月4日】  【冬季：令和7年2月21日】
事業予定地からの距離	事業地の西、約 300m地点に位置する。
眺望地点の概要・状況	当該地点は、井土地区の市道上である。 井土地区の住民の生活道路のほか、井土仮設集会所に近く不特定多数の人による利用がある。 事業地方向の眺望の状況は、井土地区の住宅地跡地やビニルハウスを前景に、海岸方向を見ることができる。
事業地等の視認性	当該地点と事業地との間には、住居やビニルハウス、建築物が新しく建てられており、クロマツ林の前景に東部復興道路の法面がわずかに視認されるのみである。

表 8.4-1(9) 眺望地点及び眺望景観の状況 (No.9 : 種次地区)

調査地点	種次地区
調査時期及び 眺望景観の状況	 【夏季：令和6年9月4日】  【冬季：令和7年2月21日】
事業予定地からの 距離	事業地の西、約200m地点に位置する。
眺望地点の 概要・状況	当該地点は、種次地区の市道上であり、種次地区の住民の生活道路として利用されている。 事業地方向の眺望の状況は、前景には種次地区の住宅地跡地、工事用資材置場、東部復興道路、遠景には海岸沿いのクロマツ林を見ることができる。
事業地等の視認性	当該地点と事業地との間には、ビニルハウスやコンテナハウスが多く、また資材・重機置き場の仮囲いが奥にあるため、全容は見えなくなっている。

表 8.4-1(10) 眺望地点及び眺望景観の状況 (No.10 : 藤塚地区)

調査地点	藤塚地区
調査時期及び 眺望景観の状況	 【夏季：令和6年9月4日】  【冬季：令和7年2月21日】
事業予定地からの距離	事業地の東、約 300m地点に位置する。
眺望地点の概要・状況	当該地点は、藤塚地区の市道上であり、藤塚地区の住民の生活道路として利用されていた。 事業地方向の眺望の状況は、前景には藤塚地区の住宅地跡地（一部は農地化）、遠景には太白区八木山等の丘陵地を見渡すことができる。震災後、事業地の手前には墓地が整備されている。また、中央に見えるクロマツ林は本数が減少し、橋梁上部が視認される。
事業地等の視認性	当該地点と事業地との間には、遮る建築物等はないことから、東部復興道路の法面が視認される。

8.5 自然との触れ合いの活動の場の状況

8.5.1 自然との触れ合いの場の利用状況の確認

各地点における自然との触れ合いの活動の場の利用状況は、表 8.5-1 に示すとおりである。

表 8.5-1(1) 自然との触れ合いの活動の場の状況（赤沼）

利用状況		
	利用環境の状況	
	【利用環境の概況】 仙台平野がかつて一面谷地、沼地であった名残を残す池沼である。現在は埋め立て、浚渫及び護岸の整備により、淡水魚の養魚場に利用されオニバスなど自然度の高い植生を伴っていた往時の面影は失われている。水面は浮草（ヒシ）が半分程度の面積を覆っており、カルガモ等水鳥の生息地となっている。 東日本大震災による津波の周辺の浸水深は約2mであったものの、目立った被害は見られていない。現在は、周囲をランニングする人や、オオクチバス（ブラックバス）等の釣りや野鳥観察を目的に仙台市内から訪れる人に利用されている。	
	【利用状況：令和6年8月18日、令和7年3月2日】 赤沼の利用状況としては、散策のほか、野鳥観察に訪れる人もみられた。	
に係る本事業の影響		
	赤沼は、事業地から約2kmの位置にあり直接改変による影響は発生していない。 また、赤沼では散策や、野鳥観察の利用者が確認されたことから、利用環境への影響は生じていないものと判断された。	

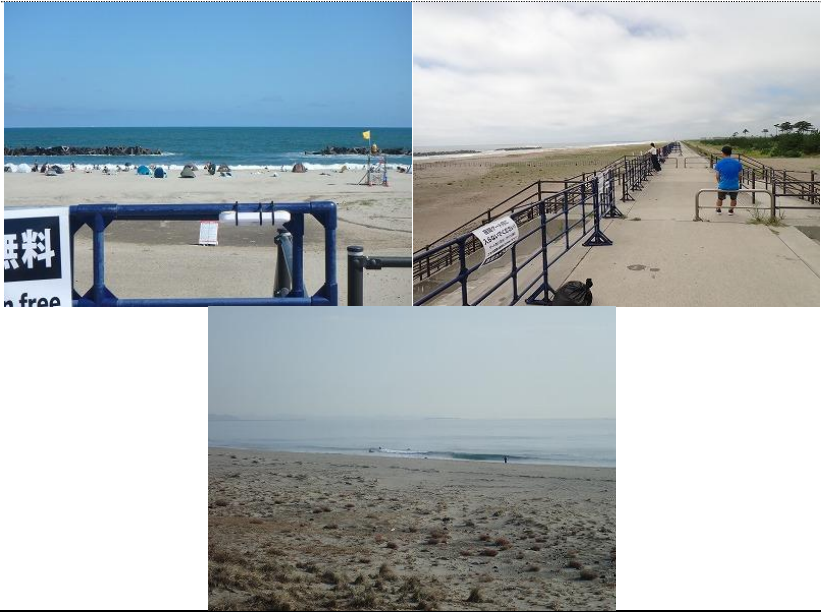
表 8.5-1(2) 自然との触れ合いの場の利用状況（農業園芸センター）

利用 状況		
	利用環境の状況	
	【利用環境の概況】 農業園芸センターには、バラ園や梅園などの施設があり、様々な植物が植えられている。春には、60 品種、約 200 本（震災前）のウメが満開となり、チューリップやパンジーも一斉に花を咲かせる。また、春から秋にかけては、沈床花壇の草花が一面に咲き、周りの樹木の緑と相まって華やいだ空間をつくりだす。 バラ園では、初夏と秋に約 200 品種、約 1,200 本（震災前）のバラが咲き競い、訪れる人たちを魅了する。東日本大震災による津波の浸水深は約 3 m であったが、園内は修復されており、色々な展示会や即売会も開催され、仙台市内や近郊から多くの園芸愛好家が訪れている。また、園内の広場や遊具では市内各所から来た子供連れの家族が遊ぶ姿がみられるほか、近隣の住民の散歩にも利用されており、多くの来訪者の憩いの場となっている。	
	【利用状況：令和 6 年 8 月 18 日、令和 7 年 3 月 2 日】 農業園芸センターにおける利用状況としては、センター内にある各種施設の利用のほか、犬の散歩、散策、バラ園の鑑賞などに訪れる人がみられた。	
係 本 る 事 影 業 響 に		
	農業園芸センターは、事業地から約 1.2km の位置にあり直接改変による影響は発生していない。 また、農業園芸センターでは花の鑑賞、遊具の利用、散歩や休憩の利用者が確認されたことから、利用環境への影響は生じていないものと判断された。	

表 8.5-1(3) 自然との触れ合いの場の利用状況（貞山堀（自転車道））

	
利用状況	利用環境の状況
	【利用環境の概況】 貞山堀は、塩竈から阿武隈川河口までの仙台湾の海岸線に沿って構築されており、大きく3つの時期に分けて工事が行われている。七北田川から名取川の間で最も新しい開削区間であり、天保年間につくる計画があったが実行されず、実際に工事が実施されたのは明治時代に入ってからで、完成したのは明治20年（1886年）である。旧住人によると、昭和30年代以前は水もきれいで荒浜集落の子供達は泳いでいた。 この区間一帯は、海岸公園に指定されており、美しいマツ林が続く中、サイクリングロード（仙台・亶理自転車道：全長は岩切大橋から関上大橋まで約18km）などが整備され、地元住民だけでなく遠方からも多くの人が訪れ、散策やサイクリングに利用されていた。また、マツ林の中でのキノコ採りも行われていた。 東日本大震災により、マツ林は9割近くが被災し、サイクリングをする人もほとんどいないが、現在はハゼが増加しているとの情報により、仙台市内だけでなく近郊からも釣りに訪れる人が見られる。
	【利用状況：令和6年8月18日、令和7年3月2日】 貞山堀における利用状況としては、散策、サイクリング、ジョギング、釣りに訪れる人が確認された。
	
係る本事業に影響	貞山堀（自転車道）は、事業地から約500～800mの位置にあり直接改変による影響は発生していない。 また、貞山堀（自動車道）では、散策、サイクリング、釣りの利用者が確認されたことから、利用環境への影響は生じていないものと判断された。

表 8.5-1(4) 自然との触れ合いの場の利用状況（深沼海水浴場）

	
利用状況	利用環境の状況
	【利用環境の概況】 仙台市内唯一の海水浴場で、シーズン中は家族連れや若者など年間約 20 万人の海水浴客で賑わっていた。震災後は、海水浴場は開設されていなかったが、令和 6 年 7 月 15 日～8 月 18 日の期間に海水浴場として再開した。 なお、海水浴場の入り口には平成 23 年 12 月に東日本大震災慰霊乃塔、平成 25 年 3 月に観音像「祈りの塔」が設置され、東北地方だけでなく関東など全国的から慰霊のために多くの人が訪れている。
	【利用状況：令和 6 年 8 月 18 日、令和 7 年 3 月 2 日】 深沼海水浴場の利用状況としては、夏季には震災後初めて海水浴場としてオープンし、海水浴で多くの利用が見られた。また、海岸の散策や、テントを設けた休憩、釣り、サーフィンも確認されている。 
本事業に係る影響	深沼海水浴場は、事業地から約 800m の位置にあり直接改変による影響は発生していない。 また、深沼海水浴場では、海水浴、散策、釣り、サーフィン等の利用者が確認されたことから、利用環境への影響は生じていないものと判断された。

8.5.2 利用者への聞き取り調査

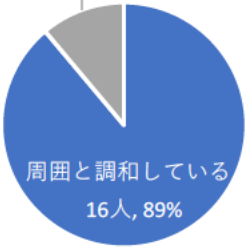
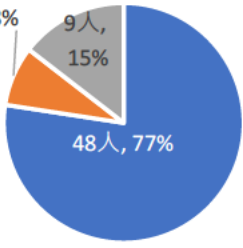
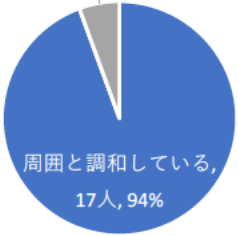
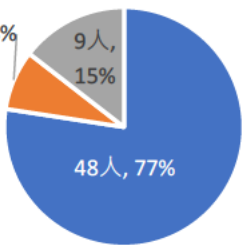
事業地に近接している貞山堀（自転車道）、深沼海水浴場について実施した聞き取り調査結果は、表 8.5-2(1)～(2)に示すとおりである。

聞き取り調査結果によると、貞山堀（自転車道）、深沼海水浴場のいずれの地点においても東部復興道路の法面に対して、「周囲と調和している」といった回答が 7 割以上を占めることが確認された。

表 8.5-2(1) 聞き取り調査結果（利用者情報）：令和6年8月18日、令和7年3月2日

区 分		貞山堀(自転車道)	深沼海水浴場
アンケート回答者情報	性 別	男性, 16人, 89% 女性, 2人, 11%	男性, 46人, 74% 女性, 14人, 23% 未記入, 2人, 3%
	年 代	20代: 2人, 11% 40代: 6人, 33% 50代: 3人, 17% 60代: 2人, 11% 70代: 4人, 22% 80代以上: 1人, 6%	10代: 3人, 5% 20代: 14人, 22% 30代: 8人, 13% 40代: 16人, 26% 50代: 11人, 18% 60代: 4人, 6% 70代: 6人, 10%
	移動手段	自転車: 2人, 11% 徒歩: 5人, 28% バイク: 11人, 61% 車: 0人, 0%	自転車: 2人, 3% 徒歩: 1人, 1% バイク: 6人, 10% 車: 50人, 81% バス: 1人, 2% バス・電車: 2人, 3%
	回答者のお住まい	若林区内: 6人, 33% 宮城野区内: 2人, 11% その他仙台市内: 5人, 28% 仙台市外: 4人, 22% 宮城県外: 1人, 6%	若林区内: 11人, 18% 宮城野区内: 8人, 13% その他仙台市内: 25人, 40% 仙台市外: 9人, 14% 宮城県外: 9人, 15%
	利用目的	釣り: 6人, 33% 散策: 5人, 28% サイクリング: 2人, 11% その他: 5人, 28%	海水浴: 13人, 21% 釣り: 4人, 6% 散策: 38人, 61% マリンスポーツ: 1人, 2% その他: 6人, 10%
	回答者数	18 人	62 人

表 8.5-2(2) 聞き取り調査結果（アンケート回答）：令和6年8月18日、令和7年3月2日

区分	調査地点	アンケート結果	
質問 A	貞山堀 (自転車道)	どちらとも言えない, 2人, 11%  周囲と調和している 16人, 89%	■質問内容 貞山堀（自転車道）を利用するにあたり、東部復興道路で緑化した法面は周囲と調和しているかどうか。 ■アンケート結果 緑化した法面が周囲と調和しているかどうかについて、「調和している」が89%を占め、「どちらとも言えない」は11%であった。「調和していない」との回答は得られていない。
	深沼海水浴場	5人, 8%  48人, 77% ■ 周囲と調和している ■ 周囲と調和していない ■ どちらとも言えない	■質問内容 深沼海水浴場を利用するにあたり、東部復興道路で緑化した法面は周囲と調和しているかどうか。 ■アンケート結果 緑化した法面が周囲と調和しているかどうかについて、「調和している」が77%を占め、「どちらとも言えない」は15%、「調和していない」は8%であった。
質問 B	貞山堀 (自転車道)	どちらとも言えない, 1人, 6%  周囲と調和している, 17人, 94%	■質問内容 貞山堀（自転車道）を利用するにあたり、東部復興道路の付属物（照明ポール、立入禁止柵等）の形状、デザイン、色彩は周囲と調和しているかどうか。 ■アンケート結果 付属物が周囲と調和しているかどうかについて、「調和している」が94%を占め、「どちらとも言えない」は6%であった。「調和していない」との回答は得られていない。
	深沼海水浴場	5人, 8%  48人, 77% ■ 周囲と調和している ■ 周囲と調和していない ■ どちらとも言えない	■質問内容 深沼海水浴場を利用するにあたり、東部復興道路の付属物（照明ポール、立入禁止柵等）の形状、デザイン、色彩は周囲と調和しているかどうか。 ■アンケート結果 付属物が周囲と調和しているかどうかについて、「調和している」が77%を占め、「どちらとも言えない」は15%、「調和していない」は8%であった。

第9章 調査結果の検討及び今後講ずる措置

9.1 地形及び地質

9.1.1 予測結果、評価基準との比較検証

(1) 現況地形の変化の程度（水路の状況）

環境影響評価書では、供用による現況地形の変化として震災前は主に水田及び耕作地であった事業地で盛土造成することから、平坦な地形に対して長大な法面が出現するものの、農業用排水路の復元により水系は維持されると予測していた。

令和6年度の事後調査の結果、事業地における長大な法面の出現及び水系の維持が確認された。

(2) 土地の安定性（盛土法面の状況）

土地の安定性については、事後調査報告書(第1回)において再予測が実施されている。その結果、軟弱地盤対策工の実施により影響は発生しないと予測したが、さらに安定を確保するため、以下に示す環境保全措置を講じることとなった。

- ・盛土法面の崩壊を防止するため、法面の早期緑化
- ・地震時の安定性を確保するため、排水処理や十分な締め固め等の対策の採用

令和2年度の事後調査の結果は表9.1-1に示すとおりである。調査対象である全区間において法面におけるすべり破壊は確認されず、盛土による土地の安定性が確保されていることを確認した。

表 9.1-1 事後調査での確認状況（地形及び地質）

項目	事後調査報告書(第1回) による再予測結果	事後調査結果及びその検証
地形及び地質	土地の安定性については、軟弱地盤対策工の実施により影響は発生しないと予測したが、さらに安定を確保するため、以下に示す環境保全措置を講じることとする。 ・盛土法面の崩壊を防止するため、法面の早期緑化 ・地震時の安定性を確保するため、排水処理や十分な締め固め等の対策の採用	事後調査報告書（第3回）で報告したように、在来種の種子散布による法面緑化は、当初想定よりも進まなかったことから、今後の緑化計画を在来種の種子散布工から確実に早期緑化が可能となる張芝工に変更することとした。その結果、令和5年度、令和6年度の事後調査では、路線全線において盛土法面の異常がないことを確認した。 なお、排水処理は事業計画の通り、法尻に落蓋式U型側溝が整備されている。

9.1.2 今後講ずる対策案の検討

平成28年から令和元年までに行われた工事中の定期点検の結果、法面の早期緑化のための種子散布、排水処理のための可変側溝の設置、転圧管理システムを利用した十分な締め固めが行われていることが確認された。

令和5年度、令和6年度の事後調査の結果、予測結果および再予測結果と同様に、全線にわたり水系が維持されており、盛土法面が安定している状況が確認された。

したがって、供用箇所については新たな環境保全措置は行わず、評価書の事後調査計画に基づき事後調査によるモニタリング調査を終了することとする。

9.2 地盤沈下

9.2.1 予測結果、評価基準との比較検証

環境影響評価書では、地盤沈下の影響を4地点で予測している。予測結果と事後調査結果を表9.2-1、表9.2-2に整理した。圧密度が90%に達するまでの時間は10～163日間と見込まれたことから、いずれの地点でも施工期間内に圧密沈下が収束するものと予測され、供用による地盤沈下の影響は生じないとされている。

また、工事の実施にあたって、より詳細な区分での対策工の検討が必要とされたことから、事後調査報告書(第1回)において再予測が実施されている。その結果、圧密度が90%に達するまでの時間は盛土の施工期間中(1年以内)とされ、供用による地盤沈下の影響は生じないとされた。その後、平成31年から令和2年にかけて実施した事後調査において、圧密沈下の収束傾向が確認された。

令和5年度、令和6年度の事後調査の結果、全線で路線周辺における地盤沈下は確認されなかった。以上より、予測結果同様に、盛土完了後の変位は収束したものと判断した。

表 9.2-1 地盤沈下の予測結果（環境影響評価書より抜粋）

予測地点	計画 盛土高 (m、T.P.)	施工 盛土高 (m、T.P.)	余盛りの 盛土厚 (m)	即時 沈下量 (m) Si	圧密 沈下量 (m) Sc	沈下量 (m) S=Si+Sc	圧密度U 90%に要す る時間 (日)	沈下後の 盛土天端 高 (m、 T.P.)
堤 B-6	8.11	9.09	0.98	0.22	0.23	0.45	10	8.64
堤 B-10	8.17	9.50	1.33	0.25	0.55	0.80	22	8.70
塩 B-12	8.60	9.44	0.84	0.26	0.05	0.31	79	9.13
塩 B-33	8.60	9.78	1.18	0.18	0.47	0.65	163	9.13

※ T.P.とは東京湾の海面を基準とする標高。なお、事業計画では盛土高を地盤面からの比高約6mとしている。

※ 余盛りの盛土厚には、交通荷重相当の盛土厚(0.53m)を含む。

表 9.2-2 地盤沈下の予測結果と事後調査結果

工 区		項目	予測結果		事後調査結果				
			環境影響評価書	第1回事後調査報告書（再予測）	R2	R3	R4	R5	R6
蒲生東通工区	その1	地盤の変異期間	施工中に地盤沈下が発生するが供用時には収束	施工中に地盤沈下が発生するが供用時には収束	○	○	○	○	○
岡田新浜工区	その1				○	○	○	○	○
	その2				○	○	○	○	○
	その3				○	○	○	○	○
	その4				○	○	○	○	○
	その5				○	○	○	○	○
荒浜大堀工区	その1				○	○	○	○	○
	その2				○	○	○	○	○
	その3				○	○	○	○	○
荒浜工区	その1				○	○	○	○	○
	その2				○	○	○	○	○
	その3				○	○	○	○	○
	その4				○	○	○	○	○
	その5				○	○	○	○	○
井土工区	その1				○	○	○	○	○
	その2				○	○	○	○	○
	その3				○	○	○	○	○
	その4				○	○	○	○	○
藤塚工区	その1				○	○	○	○	○
	その2				○	○	○	○	○
	その3				○	○	○	○	○

凡例 ○：地盤沈下の収束を確認 ―：調査未実施

9.2.2 今後講ずる対策案の検討

令和6年度の事後調査の結果、予測結果および再予測結果と同様に、いずれの工区も施工期間中に概ね圧密沈下が収束していることが確認された。

したがって、事業地については新たな環境保全措置は行わず、評価書の事後調査計画に基づき事後調査によるモニタリング調査を終了することとする。

9.3 生態系

9.3.1 予測結果、評価基準との比較検証

(1) 周辺の生態系との連続性

環境影響評価書時に予測対象とした周辺生態系との連続性に係る事後調査での検討結果は、表 9.3-1 に示すとおりである。

表 9.3-1 周辺生態系との連続性の存在・供用による影響の検討結果：中型哺乳類

中型哺乳類（ホンドタヌキ、ホンドギツネ、ホンドイタチ等）		
予測結果 （存在による影響）	改變後の地形	盛土の勾配は緩やかであり、盛土自体は本種の移動阻害とはならないと考えられるが、道路を東西にくぐるカルバートなどが設置されない場合は、移動阻害が増加すると予測する。
	工作物等の出現	事業計画地の法面は草地化することから、本種の生息地や移動経路として利用されると予測する。
	複合影響	本事業計画地の法面の草地化、周辺の農地復旧、海岸防災林の復旧等により、時間の経過とともに本種の安定した生息地になると予測する。
（供用による影響）	自動車の走行	供用後の交通量は現状と同程度であるため、それ自体の移動阻害の度合いには変化がないと考えられるが、道路をくぐるカルバートなどが設置されない場合は、ロードキルが増加すると予測する。
	複合影響	本道路や海岸公園などの周辺施設等が供用されることによる大きな交通量の変化はないことから、本種の生息状況が変化することはないと予測する。
存在・供用による影響の検討	■調査結果の検討 供用後の調査では全線にわたり広い範囲で中型哺乳類が確認されており、路線周辺の、生息範囲は維持されていると考えられる。 【改變後の地形】 事業による盛土、法面が出現し、交通量は供用前よりやや増加しているものの、動物の移動経路が7か所設置されており、哺乳類による利用が確認されていることから、移動阻害の低減が図られている。 【自動車の走行】 事業による盛土、法面が出現し、交通量は供用前よりやや増加しているものの、動物の移動経路が7か所設置され、哺乳類による利用が確認されており、またロードキルが確認されていないことから、供用による影響の低減が図られている。	

※ ：評価書の予測の結果、影響があると予測された項目を示す。

(2) 動物の移動経路の利用状況

動物の移動経路の計画方針は、「第 30 回仙台市震災復興推進本部会議」（平成 27 年 12 月）および「仙台市東部復興道路整備事業に係る施工方法の変更等について」（平成 28 年 10 月）において示された方針に従い、設計施工が行われ令和元年度に供用が開始された。利用状況の調査は、令和 2 年度からである。

東部復興道路の供用により、かさ上げ道路による東西方向における動物の生息環境の分断に関しては、令和 2 年度、令和 4 年度同様に設置した自動撮影カメラにより、タヌキ、キツネ、イタチ、ハクビシン、イエネコの中型哺乳類の利用が確認されたことから、存在・供用による影響の低減が図られている。

(3) 生態系注目種：タヌキの生息状況

環境影響評価書時に予測対象とした生態系注目種（タヌキ）の生息状況に係る事後調査での検討結果は、表 9.3-2 に示すとおりである。

表 9.3-2 生態系注目種の存在・供用による影響の検討結果：タヌキ

タヌキ		
予測結果 （存在による影響）	変更後の地形	盛土の勾配は緩やかであり、盛土自体は本種の移動阻害とはならないと考えられるが、道路を東西にくぐるカルバートなどが設置されない場合は、移動阻害が増加すると予測する。
	工作物等の出現	事業計画地の法面は草地化することから、本種の生息地や移動経路として利用されると予測する。
	複合影響	本事業計画地の法面の草地化、周辺の農地復旧、海岸防災林の復旧等により、時間の経過とともに本種の安定した生息地になると予測する。
（供用による影響）	自動車の走行	供用後の交通量は現状と同程度であるため、それ自体の移動阻害の度合いには変化がないと考えられるが、道路をくぐるカルバートなどが設置されない場合は、ロードキルが増加すると予測する。
	複合影響	本道路や海岸公園などの周辺施設等が供用されることによる大きな交通量の変化はないことから、本種の生息状況が変化することはないと予測する。
存在・供用による影響の検討	■調査結果の検討 供用後の調査では全線にわたり広い範囲でタヌキが確認されており、路線周辺の生息範囲は維持されていると考えられる。 【変更後の地形】 事業による盛土、法面が出現し、交通量は供用前よりやや増加しているものの、動物の移動経路が 7 か所設置されており、タヌキによる利用が確認されていることから、移動阻害の低減が図られている。 【自動車の走行】 事業による盛土、法面が出現し、交通量は供用前よりやや増加しているものの、動物の移動経路が 7 か所設置され、哺乳類による利用が確認されており、またロードキルが確認されていないことから、供用による影響の低減が図られている。	

※  : 評価書の予測の結果、影響があると予測された項目を示す。

9.3.2 今後講ずる対策案の検討

(1) 周辺の生態系との連続性

事後調査の結果、中型哺乳類は広範囲に確認されており、供用後の東西方向の移動は動物の移動経路や水路を、南北方向は農道や畔、水路等を移動経路として継続して利用しているものと考えられ、周辺生態系との連続性への影響は小さいと考えられる。また、動物の移動経路の設置により、存在・供用による影響の低減が図られており、ロードキルも確認されていない。確認数は供用後2回目（令和4年度）の調査まで減少傾向が続いていたが、供用後3回目（令和6年度）の調査では令和4年度と同程度となっており、安定化したものと考えられる。また、確認地点の面的な広がりには大きな変化はない。

このことから、供用後の事後調査計画に基づきモニタリング調査を終了するものとする。

(2) 動物の移動経路の利用状況

事後調査の結果、動物の移動経路は中哺乳類に有効に利用されており、存在・供用による影響の低減が図られている。

このことから、供用後の事後調査計画に基づきモニタリング調査を終了するものとする。

(3) 生態系注目種：タヌキの生息状況

事後調査の結果、タヌキは広範囲に確認されており、供用後の東西方向の移動は動物の移動経路や水路を、南北方向は農道や畔、水路等を移動経路として継続して利用しているものと考えられ、周辺生態系との連続性への影響は小さいと考えられる。また、動物の移動経路の設置により、存在・供用による影響の低減が図られており、ロードキルも確認されていない。確認数は供用後2回目（令和4年度）の調査まで減少傾向が続いていたが、供用後3回目（令和6年度）の調査では令和4年度と同程度となっており、安定化したものと考えられる。また、確認地点の面的な広がりには大きな変化はない。

このことから、供用後の事後調査計画に基づきモニタリング調査を終了するものとする。

9.4 景観

9.4.1 予測結果、評価基準との比較検証

評価書における予測結果及び事後調査における景観の確認結果は表 9.4-1 に示すとおりである。

表 9.4-1(1) 評価書における存在による影響予測及び事後調査での影響検証

項目	調査地点・調査時期	評価書における存在による影響の予測結果	事後調査結果及びその検証
景観	農業園芸センター (夏季)		
	農業園芸センター (冬季)		
	事業影響	前景を大沼や田園風景が広く占めており、その奥に事業計画地に整備されるかさ上げ道路の法面が細長く視認される。 かさ上げ道路の法面は、遠方のクロマツ林の下部の視認性を阻害するものの、前景の田園風景と一体的な景観を形成することとなると予想され、景観の変化の程度は小さいと予測する。	農業園芸センターと事業地との間には、芝生広場内の樹木があり眺望を一部遮るものの、建築物等はないことから、遠方に東部復興道路の法面が視認された。 かさ上げ道路の法面は、調査地点の芝生および前景の田園風景と調和しており、存在による景観への影響は小さいと評価した。

表 9.4-1(2) 評価書における存在による影響予測及び事後調査での影響検証

項目	調査地点	評価書における存在による影響の予測結果	事後調査結果及びその検証
景観	貞山堀 (夏季)		
	貞山堀 (冬季)		
	事業影響	貞山堀および荒浜集落を前景として、奥に位置する仙台市の中心市街地の前面に、事業計画地に整備されるかさ上げ道路の法面が視認される。 かさ上げ道路の法面は、遠方の市街地景観を阻害し、走行する自動車が遠景の山並みを遮るため、眺望景観は変化すると予測する。(前景の荒浜集落は、仙台市復興整備計画において「海辺の交流再生ゾーン」に位置づけられているが、具体的な整備内容は未定。)	貞山堀からは、遠方の市街地の前景に東部復興道路の法面が視認された。ただし、当該地点と事業地の間には避難の丘や商業施設が存在しており、視認される箇所は部分的であった。 かさ上げ道路の法面は、前景の荒浜地区の植生および避難の丘により構成される風景と調和しており、存在による景観への影響は小さいと評価された。

表 9.4-1(3) 評価書における存在による影響予測及び事後調査での影響検証

項目	調査地点	評価書における存在による影響の予測結果	事後調査結果及びその検証
景観	冒険広場 (夏季)		
	冒険広場 (冬季)		
	事業影響	冒険広場の敷地内を前景として、奥に位置する居久根等の田園風景や仙台市の中心市街地の前面に、事業計画地に整備されるかさ上げ道路の法面が視認される。 かさ上げ道路の法面は、奥の田園風景や市街地景観を阻害し、走行する自動車が遠景の山並みを遮るため、眺望景観は変化すると予測する。(前景の冒険広場は、海岸公園再整備事業が計画されているが、具体的な整備内容は未定。)	冒険広場はかさ上げを伴う整備が行われたことにより事業地と地続きになり、法面は視認されない。また、冒険広場から視認される道路標識等の道路付帯設備はガードレールのみであった。 かさ上げ整備により奥の田園風景や市街地景観は阻害されていないが、走行する自動車により遮断される様子が確認された。ただし、自動車の通過後には遠景が視認されることから、存在による景観への影響は小さいと評価された。

表 9.4-1(4) 評価書における存在による影響予測及び事後調査での影響検証

項目	調査地点	評価書における存在による影響の予測結果	事後調査結果及びその検証
景観	井土浦 (夏季)		
	井土浦 (冬季)		
	事業影響	前景を藤塚排水路や藤塚集落が広く占めており、その奥に事業計画地に整備されるかさ上げ道路の法面が細長く視認される。 かさ上げ道路の法面は、遠方の居久根の下部の視認性を阻害するものの、現状のスカイラインを切断することではなく、景観の変化の程度は小さいと予測する。(前景の藤塚集落は、仙台市復興整備計画において「海辺の交流再生ゾーン」に位置づけられているが、具体的な整備内容は未定。)	井土浦と事業地との間には、一部商業施設が建築されたが、遠方の丘陵地の手前に東部復興道路の法面が視認される。 かさ上げ道路の法面は、遠方の居久根の下部の視認性を阻害するものの、遠景の丘陵地は視認され、景観の変化の程度は小さいと評価された。

表 9.4-1(5) 評価書における存在による影響予測及び事後調査での影響検証

項目	調査地点	評価書における存在による影響の予測結果	事後調査結果及びその検証
景観	南蒲生地区 (夏季)		
	南蒲生地区 (冬季)		
	事業影響	前景を田園風景が広く占めており、その奥に七北田川の河川堤防（T.P.+7.2m）の法面下段に一体的に整備されるかさ上げ道路の法面が視認される。 かさ上げ道路及び河川堤防の法面は、現状より約3m高くなり対岸の市街地景観を一部阻害するものの、現状と同様に前景の田園風景と一体的な景観を形成することとなると予想され、景観の変化の程度は小さいと予測する。	前景を田園風景が広く占めており、その奥に七北田川の河川堤防（T.P.+7.2m）の法面下段に一体的に整備されたかさ上げ道路の法面が視認される。 河川堤防の法面緑化されていないものの嵩上げ道路法面は、クズ群落に覆われ前景の田園風景と一体的な景観を形成されており、景観の変化の程度は小さいと評価された。

表 9.4-1(6) 評価書における存在による影響予測及び事後調査での影響検証

項目	調査地点	評価書における存在による影響の予測結果	事後調査結果及びその検証
景観	新浜地区 (夏季)		
	新浜地区 (冬季)		
	事業影響	新浜集落を前景として、奥に位置する海岸公園野球場やクロマツ林の前面に、事業計画地に整備されるかさ上げ道路の法面が視認される。 かさ上げ道路の法面は、奥の海岸公園の景観を阻害し、走行する自動車がクロマツ林を遮るため、眺望景観は変化すると予測する。	新浜集落を前景として、奥に位置する海岸公園野球場やクロマツ林の前面に、整備されたかさ上げ道路の法面が視認された。 かさ上げ道路の法面は、奥の海岸公園の景観を阻害し、走行する自動車がクロマツ林を遮っているものの、新浜集落では新たに住居が建造され視野の多くを占めることから、眺望景観の変化は限定的と評価された。

表 9.4-1(7) 評価書における存在による影響予測及び事後調査での影響検証

項目	調査地点	評価書における存在による影響の予測結果	事後調査結果及びその検証
景観	荒浜地区 (夏季)		
	荒浜地区 (冬季)		
	事業影響	前景を荒浜集落が広く占めており、その奥に事業計画地に整備されるかさ上げ道路の法面が細長く視認される。 かさ上げ道路の法面は、遠方の市街地景観の下部を阻害するものの、現状のスカイラインを切断することはないと予測する。(前景の荒浜集落は、仙台市復興整備計画において「海辺の交流再生ゾーン」に位置づけられているが、具体的な整備内容は未定。)	前景の荒浜集落の基礎は土地整備のため撤去され、その奥には避難の丘が整備されている。かさ上げ道路の法面は避難の丘の脇に細長く視認された。 かさ上げ道路の法面は、遠方の市街地景観の下部を阻害するものの、スカイラインは切断されておらず、景観の変化の程度は小さいと評価された。

表 9.4-1(8) 評価書における存在による影響予測及び事後調査での影響検証

項目	調査地点	評価書における存在による影響の予測結果	事後調査結果及びその検証
景観	井土地区 (夏季)		
	井土地区 (冬季)		
	事業影響	井土集落を前景として、奥に位置する海岸公園のクロマツ林の前面に、事業計画地に整備されるかさ上げ道路の法面が視認される。 かさ上げ道路の法面は、奥のクロマツ林の下部の視認性を阻害し、走行する自動車がクロマツ林上部を遮るため、眺望景観は変化すると予測する。	井土集落を前景として、奥に位置する海岸公園のクロマツ林の前面に、整備されたかさ上げ道路の法面が視認される。 かさ上げ道路の法面は、奥のクロマツ林の下部の視認性を阻害し、走行する自動車がクロマツ林上部を遮っているものの、井土集落では新たに住居が建造され視野の多くを占めることから、眺望景観の変化は限定的と評価された。

表 9.4-1(9) 評価書における存在による影響予測及び事後調査での影響検証

項目	調査地点	評価書における存在による影響の予測結果	事後調査結果及びその検証
景観	種次地区 (夏季)		
	種次地区 (冬季)		
	事業影響	種次集落を前景として、奥に位置する海岸公園のクロマツ林の前面に、事業計画地に整備されるかさ上げ道路の法面が視認される。 かさ上げ道路の法面は、奥のクロマツ林の下部の視認性を阻害し、走行する自動車がクロマツ林上部を遮るため、眺望景観は変化すると予測する。	種次集落を前景として、奥に位置する海岸公園のクロマツ林の前面に、かさ上げ道路の法面が視認される。 前景にビニルハウスが設置されていることから、かさ上げ道路の法面や、奥のクロマツ林の上部は視認できず、眺望景観の変化の把握が困難である。ビニルハウスが無い状態であっても、クロマツ林上部を遮る程度は大きくなく、眺望景観の変化は限定的と考えられる。

表 9.4-1(10) 評価書における存在による影響予測及び事後調査での影響検証

項目	調査地点	評価書における存在による影響の予測結果	事後調査結果及びその検証
景観	藤塚地区 (夏季)		
	藤塚地区 (冬季)		
	事業影響	藤塚集落を前景として、奥に位置する居久根等の田園風景の前面に、事業計画地に整備されるかさ上げ道路の法面が視認される。 かさ上げ道路の法面は、奥の田園風景を阻害するものの、現状のスカイラインを切断することはないと予測する。(前景の藤塚集落は、仙台市復興整備計画において「海辺の交流再生ゾーン」に位置づけられているが、具体的な整備内容は未定。)	藤塚集落を前景として、奥に位置する居久根等の田園風景の前面に、整備されたかさ上げ道路の法面が視認される。 かさ上げ道路の法面は、奥の田園風景を阻害するものの、現状のスカイラインを切断することはないと評価された。

9.4.2 今後講ずる対策案の検討

事後調査の結果、景観調査対象の10地点のうち9地点において、東部復興道路法面が視認されたが、景観の変化の程度は小さいまたは限定的と評価された。要因として、表 9.4-2 に示す環境保全措置の実施による効果や、土地利用状況の変化が挙げられた。

種次地区は、前景のビニルハウスにより東部復興道路法面及び奥のクロマツ林上部が視認できない状態であるが、ビニルハウスが無い状態であっても、クロマツ林上部を遮る程度は大きくなく、眺望景観の変化は限定的と考えられる。

このことから、追加の環境保全措置は実施せず、供用後の事後調査計画に基づきモニタリング調査を終了するものとする。

表 9.4-2 景観の環境保全措置

環境影響要素		環境保全措置の種類	環境保全措置	実施状況
景観	存在による影響	低減	法面等の緑化	施工後に実施済み
			道路付属物（照明ポール、立入禁止柵等）の形状、デザイン、色彩の検討	一般的な形状とし彩度を抑制
			道路の西側からの眺望について考慮されるよう、関係機関・関係部局への働きかけ	周辺事業の計画立案時に実施

9.5 自然との触れ合いの活動の場の状況

9.5.1 予測結果、評価基準との比較検証

自然との触れ合いの場の状況については、工事による影響と存在・供用による影響が環境影響要因として挙げられていた。工事による影響は平成 30 年に現地調査により検証が行われており、自然との触れ合いの場に対する著しい影響は与えていないものとされている。存在・供用による影響の検証結果を以下に示す。

1) 存在による影響

評価書における存在による影響予測結果及び事後調査における自然との触れ合いの場の状況の確認結果は表 9.5-1 に示すとおりである。

表 9.5-1 評価書における存在による影響予測及び事後調査での影響検証

項目	調査地点	評価書における存在による影響の予測結果	事後調査結果及びその検証
自然との触れ合いの場	赤 沼	赤沼と事業計画地とは重ならないため、直接改変による影響は発生しないものと予測する。また、散策や野鳥観察等の利用が確認されていることから、赤沼の利用環境への影響は発生しないものと予測する。	事後調査の結果、事業による赤沼の直接改変は確認されなかった。 赤沼では散策や、野鳥観察の利用者が確認されたことから、利用環境への影響は生じていないものと判断された。
	農業園芸センター	農業園芸センターと事業計画地とは重ならないため、直接改変による影響は発生しないものと予測する。また、農業園芸センター内にある各種施設の利用、犬の散歩、バラ園の鑑賞等の利用が確認されていることから、農業園芸センターの利用環境への影響は発生しないものと予測する。	農業園芸センターは、事業地から約 1.2km の位置にあり直接改変による影響は発生していない。 農業園芸センターでは花の鑑賞、遊具の利用、散策や休憩の利用者が確認されたことから、利用環境への影響は生じていないものと判断された。
	貞山堀 (自転車道)	貞山堀と事業計画地とは重ならないため、直接改変による影響は発生しないものと予測する。また、貞山堀においては散策、サイクリング、釣り等の利用が確認されていることから、利用環境への影響は発生しないものと予測する。	貞山堀（自転車道）は、事業地から約 500～800mの位置にあり直接改変による影響は発生していない。 貞山堀（自動車道）では、散策、サイクリング、ジョギング、釣りの利用者が確認されたことから、利用環境への影響は生じていないものと判断された。 景観への影響について、利用者への聞き取り調査を実施した結果、東部復興道路の緑化法面及び付属物は「周囲と調和している」との回答が89%であり、「周囲と調和していない」との回答が無かったことから、景観への影響は生じていないものと判断された。
	深沼 海水浴場	深沼海水浴場と事業計画地とは重ならないため、直接改変による影響は発生しないものと予測する。また、深沼海水浴場においては、海水浴、散策、釣り等の利用が確認されていることから、利用環境への、影響は発生しないものと予測する。	深沼海水浴場は、事業地から約 800mの位置にあり直接改変による影響は発生していない。 深沼海水浴場では、海水浴、散策、釣り、サーフィン等の利用者が確認されたことから、利用環境への影響は生じていないものと判断された。 景観への影響について、利用者への聞き取り調査を実施した結果、東部復興道路の緑化法面及び付属物は「周囲と調和している」との回答が77%であり、景観への影響は軽微であると判断された。

2) 供用による影響

評価書における供用による影響予測結果及び事後調査における自然との触れ合いの場の状況の確認結果は表 9.5-2 に示すとおりである。

表 9.5-2 評価書における供用による影響予測及び事後調査での影響検証

項目	調査地点	評価書における供用による影響の予測結果	事後調査結果及びその検証
自然との触れ合いの場	赤 沼	本事業による赤沼周辺の道路交通については、ほとんど影響を受けることはない想定しており、触れ合い活動の場へのアクセスも阻害されないと予測する。	事後調査の結果、調査当日に赤沼周辺で車両による道路混雑が確認されなかったこと、また赤沼で多くの利用者が確認されたことから、東部復興道路の供用は、自然との触れ合いの場へのアクセスに対して著しい影響は与えていないものと考えられる。
	農業園芸センター	本事業による農業園芸センター周辺の道路交通については、ほとんど影響を受けることはない想定しており、触れ合い活動の場へのアクセスも阻害されないと予測する。	事後調査の結果、調査当日に農業園芸センター周辺で車両による道路混雑が確認されなかったこと、また同センター内で多くの利用者が確認されたことから、東部復興道路の供用は、自然との触れ合いの場へのアクセスに対して著しい影響は与えていないものと考えられる。
	貞山堀 (自転車道)	本事業による貞山堀周辺の道路交通については、震災前と同程度になると計画されており、触れ合い活動の場へのアクセスも阻害されないと予測する。	事後調査の結果、調査当日に貞山堀(自転車道)周辺で車両による道路混雑は確認されず、多くの利用者が確認された。また、聞き取り調査の結果では、移動手段が車、自転車、徒歩と多様であり、区内外から利用者が来ていることから、東部復興道路の供用は、自然との触れ合いの場へのアクセスに対して著しい影響は与えていないものと考えられる。
	深沼 海水浴場	本事業による深沼海水浴場周辺の道路交通については、震災前と同程度になると計画されており、触れ合い活動の場へのアクセスも阻害されないと予測する。	事後調査の結果、調査当日は深沼海水浴場周辺では多くの利用者が確認された。また、聞き取り調査の結果では、移動手段が車、バイク、自転車、公共交通機関と多様であり、区内外から利用者が来ていることから、東部復興道路の供用は、自然との触れ合いの場へのアクセスに対して著しい影響は与えていないものと考えられる。

9.5.2 今後講ずる対策案の検討

自然との触れ合いの場では環境保全措置として表 9.5-3 に示す環境保全措置を実施している。事後調査の結果、いずれの自然との触れ合いの場の周辺においても、事後調査当日に利用者が確認された。また、利用者への聞き取り調査においても、77%以上が緑化した法面と周囲が調和しており、東部復興道路の附属物（照明ポール、立入り禁止柵等）の形状、デザイン、色彩は周囲と調和しているとの回答が得られた。このことから、存在および供用に伴い、自然との触れ合いの場に対して著しい影響は与えていないものと考えられたため、新たな環境保全措置は行わず、供用後の事後調査計画に基づきモニタリング調査を終了するものとする。

表 9.5-3 自然との触れ合いの場の環境保全措置

環境影響要素		環境保全措置の種類	環境保全措置	実施状況
自然との触れ合いの場	存在による影響	低減	法面等の緑化	施工後に実施済み
			道路附属物（照明ポール、立入禁止柵等）の形状、デザイン、色彩の検討	一般的な形状とし彩度を抑制
	供用による影響	—	（影響は発生しないと予測したため特別な環境保全措置は実施せず）	—

第10章 事後調査の委託先

委託業務名：仙台市東部復興道路整備事業環境影響評価事後調査業務委託

委 託 先：株式会社 建設技術研究所 東北支社

代 表 者：執行役員支社長 永矢 貴之

住 所：仙台市青葉区一番町四丁目 1-25

第11章 問い合わせ先

本報告書に関する質問等の連絡先は、以下のとおりである。

[連絡先]

仙台市	建設局	道路部	南道路建設課
電話番号		(直通)	022-214-8409
FAX 番号			022-214-8841